

5.6 地下水

【調査内容】

調査内容	
地下水の水質の状況	・有害項目…地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、ダイオキシン類
水象の状況	・綾瀬川の水位または流量 ・地下水の分布、水位、流向
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・降水量 ・水利用及び水域利用の状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
地下水の水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準項目 ・ダイオキシン類 	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法</p>	<p>1. 調査地域 事業の実施により地下水の水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>2. 調査地点 対象事業実施区域の地下水の流向の上流側及び下流側の計2地点とする。</p>	<p>1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の計2回</p> <p>注) 調査地点に隣接して流れる綾瀬川は感潮域にあたるため、調査は満潮時を避ける。</p>	<p>下記の既存測定結果を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県地下水の水質測定結果 ・川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市)
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川の水位または流量 ・地下水の分布、水位、流向 	<p>綾瀬川の流量は前掲「5.5 水質」における現地調査結果を引用する方法、並びに地下水位は自記式水位計による方法</p>	<p>1. 調査地域 地下水の水質と同様の調査地域とする。</p> <p>2. 調査地点 地下水の水位は地下水の水質と同様の調査地点計2地点とする。</p>	<p>1. 調査時期及び回数 地下水の水位は1年間の通年</p>	<p>下記の既存測定結果等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報(国土交通省) ・川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市)

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 降水量 水利用及び水域利用の状況 	聞き取り調査等による方法（降水量は文献調査のみ）	1. 調査地域 地下水の水質と同様の調査地域とする。	1. 調査時期及び回数 降水量は、地下水の水位の調査期間と同じ 水利用及び水域利用の状況は、任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 最寄りの地域気象観測所（越谷地域気象観測所） 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

<地下水の水質>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
地下水の水質	1	対象事業実施区域敷地境界北西側	地下水の水質	対象事業実施区域の地下水の流向の上流側の敷地境界付近を選定する。
	2	対象事業実施区域敷地境界南東側	地下水の水質	対象事業実施区域の地下水の流向の下流側の敷地境界付近を選定する。

注) 調査地点の位置は、図 5.6-1 参照。

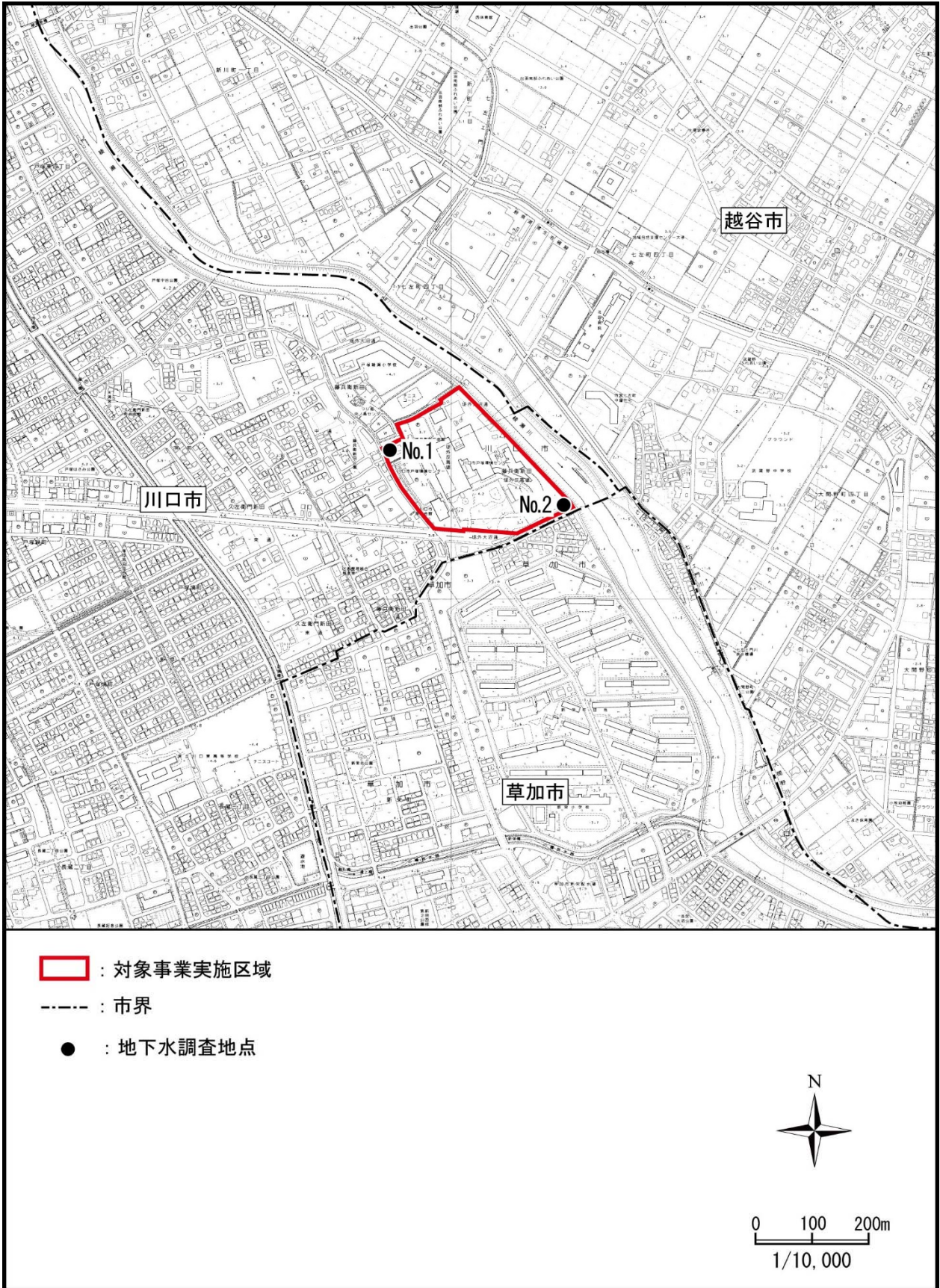


図 5.6-1 調査地点位置図 (地下水)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 造成等の工事	地下水の水質 (環境基準項目、ダイオキシン類)	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質(環境基準項目、ダイオキシン類)の濃度の変化の程度	1. 予測地域 掘削工事等により地下水の水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺の予測地域全域とする。	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質への影響が最大となる時期	工事計画及び地下水、土壌の現地調査結果、並びに環境保全措置に基づき、地下水の水質への影響を定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準 	
環境の保全に関する配慮方針	造成等の工事	・現地調査の結果、対象事業実施区域内において地下水の汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

5.7 土壌

【調査内容】

調査内容	
土壌の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準項目…カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等計 27 項目 ・ダイオキシン類
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土壌の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準項目 27 項目 ・ダイオキシン類 	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）、 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	1. 調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内 1 地点とする。（掘削等の土工が想定される範囲）…環境基準項目 27 項目及びダイオキシン類 対象事業実施区域周辺 4 地点（前掲「5.1 大気質」の環境大気の調査地点に同じ）とする。…ダイオキシン類	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書（平成 29 年、川口市） ・埼玉県の測定結果等

【調査手法(2)】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 水象の状況 気象の状況 土地利用の履歴 土地利用状況 	現地踏査による方法	1. 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺 2. 調査地点 調査地域全域とする。	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 <ul style="list-style-type: none"> 川口市戸塚環境センター埋設廃棄物等調査委託報告書(平成29年、川口市) 戸塚環境センター地質調査委託調査報告書(平成29年、川口市) 最寄りの地域気象観測所(越谷地域気象観測所) 地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

【現地調査地点一覧】

<土壌の状況>

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	1	対象事業実施区域内	環境基準項目27項目、ダイオキシン類	対象事業実施区域内において造成等の工事範囲と想定される地点として選定する。
	2	対象事業実施区域の北側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)
	3	対象事業実施区域の西側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。(川口市)
	4	対象事業実施区域の南側住宅地(年間卓越風向の風下側)	ダイオキシン類	対象事業実施区域の南側の住宅地であり、年間卓越風向の風下側となる地点として選定する。(草加市)
	5	対象事業実施区域の東側住宅地	ダイオキシン類	対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。(越谷市)

注) 調査地点の位置は、図5.7-1参照。

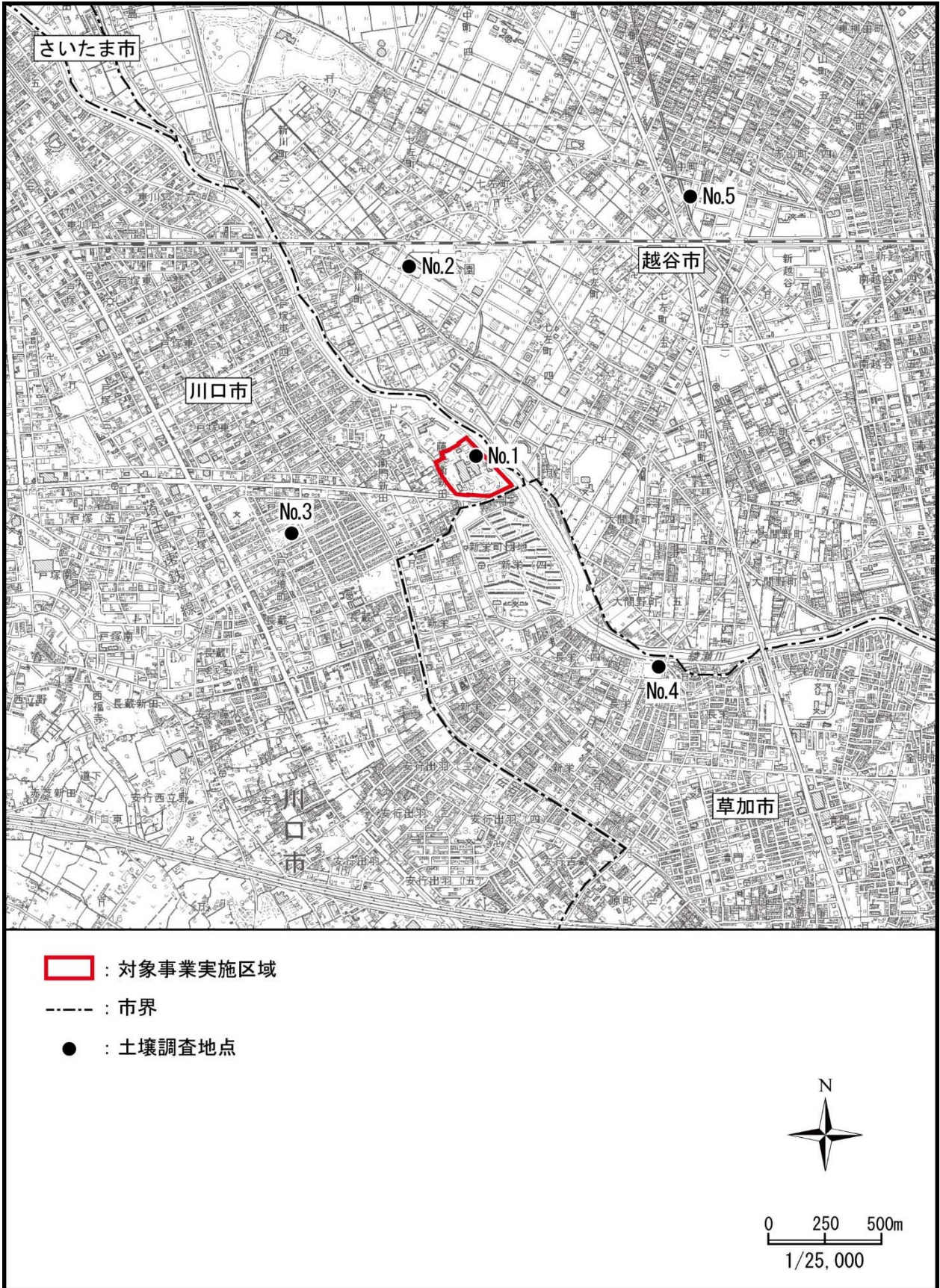


図 5.7-1 調査地点位置図（土壌）

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌の汚染に係る環境基準項目 ・ 土壌中のダイオキシン類 	造成等の工事に伴う土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 造成等の工事による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域内の調査地点と同様とする。	造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期	工事計画により、想定される造成等の状況を設定し、類似事例の解析または既存知見を基に定性的な予測を行う。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・ 「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準	
環境の保全に関する配慮方針	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に際しては、必要に応じて散水を行い、土壌の飛散の防止に努める。 ・ 建設発生土について、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土壌の飛散の抑制に努める。 ・ 調査の結果、対象事業実施区域内において土壌汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働 土壌中のダイオキシン類	新施設の稼働に伴うダイオキシン類の土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 新施設の稼働に伴うばい煙の排出による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域周辺の現地調査4地点とする。(前掲「5.1 大気質」の環境大気の調査地点に同じ)	・新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注)新施設については概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存施設の影響を含めた土壌の状況を把握する。また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「5.1 大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析、または既存知見を基に定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。

5.8 動物

【調査内容】

調査内容	
動物相の状況	・ 生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・ 保全すべき種の生息域（特に営巣地、繁殖地、採餌場所等に留意）及び個体数又は生息密度 ・ 生息環境（水象、地形、植生等）

【調査手法(1)】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物	哺乳類	直接観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元 の環境活動が盛んな「綾瀬の 森（通称）」を含めた範囲と する。（図 5.8-1 参照） 2. 調査地点 調査地域全域とする。 小型哺乳類を対象としたト ラップ及び無人撮影装置は、 植栽環境、堤防植生環境の 2 地点に複数設置する。	春季、夏季、秋季、 冬季の年 4 回	下記の既存調 査データ、資料 等を収集、整理 する。 ・ 周辺地区での 既存環境調査 資料 ・ 埼玉県、川口 市他近隣にお ける動植物調 査資料 ・ 対象事業実施 区域及びその 周辺の動物の 生息種及び生 息環境等につ いての聞き取 り調査
	鳥類	任意観察 ラインセンサス法 ポイントセンサス法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 ラインセンサスは主に対象 事業実施区域内の植栽地沿い 及び綾瀬川堤防を通る 2 ルー ト、ポイントセンサスは調査 地域を見渡せる 2 地点とする。	春季、繁殖期、夏 季、秋季、冬季の 年 5 回	
	猛禽類	定点観察法	1. 調査地域 「哺乳類」と同様の調査地 域及び周辺とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 定点調査は「鳥類」と同じ 2 地点とする。	2 月～7 月の毎月 2 日間連続 年 6 回	
	両生類・ 爬虫類	直接観察	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。	早春季、春季、夏 季、秋季の年 4 回	

注) 猛禽類調査は、既存文献及び地元環境団体より、対象事業実施区域近傍において、保全すべき種であるチョウゲンボウの生息情報が得られたため実施する。

【調査手法(2)】

調査項目		現地調査			文献調査 聞き取り調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物	魚類	捕獲調査	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲の綾瀬川とする。	春季、夏季、秋季、 冬季の年 4 回	下記の既存調 査データ、資料 等を収集、整理 する。 ・周辺地区での 既存環境調査 資料 ・埼玉県、川口 市他近隣にお ける動植物調 査資料 ・対象事業実施 区域及びその 周辺の動物の 生息種及び生 息環境等につ いての聞き取 り調査
	底生動物	任意採集 定量採集	2. 調査地点 調査地域内の綾瀬川の上流 端、下流端及び既存施設の排 水が流入する箇所計 3 地点 とする。		
	昆虫類	直接観察 任意採集 トラップ法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同 様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 昆虫類を対象としたトラッ プは、植栽環境、堤防植生環 境の 2 地点に複数設置する。	早春季、春季、初 夏季、夏季、秋季 の年 5 回	

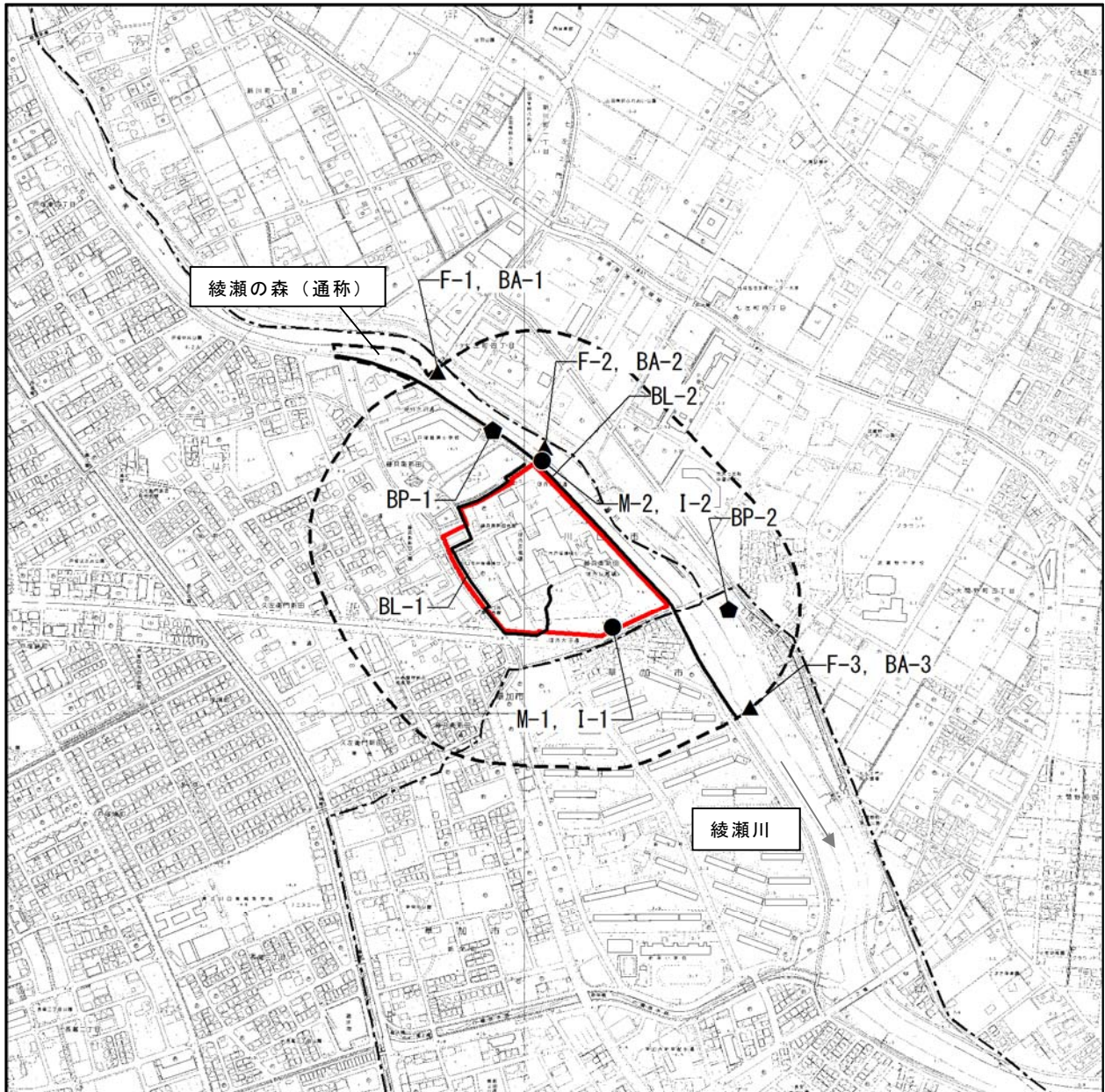
【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査方法	選定理由等
哺乳類	M-1, 2	対象事業実施区域内の植栽環境 (M-1) 及び綾瀬川の堤防植生環境 (M-2)	トラップ法 (シャーマントラップ) 無人撮影法	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を設定する。
鳥類	BL-1, 2	対象事業実施区域内の植栽地沿い (BL-1) 及び綾瀬川の堤防 (BL-2)	ラインセンサス法	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境における鳥類相が把握できるルートを設定する。
	BP-1, 2	調査地域周辺を見渡せる地点 (対象事業実施区域の北側 (BP-1) 及び南側 (BP-2))	ポイントセンサス法	対象事業実施区域の北側及び南側に配置し、対象事業実施区域内の植栽環境や周辺の河川環境等を見渡せる地点を設定する。
猛禽類	BP-1, 2	調査地域周辺を見渡せる地点 (対象事業実施区域の北側 (BP-1) 及び南側 (BP-2))	定点観察法	対象事業実施区域の北方向及び南方向に配置し、調査地域及び周辺を見渡せる地点を設定する。
魚類・底生動物	F-1 BA-1	調査地域の内、綾瀬川の上流端	捕獲調査 任意採集 定量採集	既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流先より上流側の箇所を設定する。
	F-2 BA-2	調査地域の内、既存施設の排水が綾瀬川に流入する箇所		既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流箇所を設定する。
	F-3 BA-3	調査地域の内、綾瀬川の下流端		既存施設の排水の放流先である綾瀬川のうち、放流先より下流側の箇所を設定する。
昆虫類	I-1, 2	対象事業実施区域内の植栽環境 (I-1) 及び綾瀬川の堤防植生環境 (I-2)	トラップ法 (ベイトトラップ、 ライトトラップ)	対象事業実施区域及びその周辺において代表的な環境である植栽環境及び堤防植生環境における昆虫類相が把握できる地点を設定する。

注) 現地調査地点の位置は、図 5.8-1 参照。

区分	調査対象地等	調査方法	選定理由等
哺乳類	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森 (通称)」を含めた範囲	直接観察 フィールドサイン法	影響が想定される範囲として、対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森 (通称)」を含めて設定する。
鳥類		任意観察	
爬虫類・両生類		直接観察	
昆虫類		直接観察 任意採取	

注) 現地調査範囲は、図 5.8-1 参照。



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- [- - -] : 調査範囲
- : 哺乳類 (M) ・ 昆虫類 (I) トラップ地点 (2 地点)
- ◆ : 鳥類 (猛禽類) 定点 (BP) (2 地点)
- ▲ : 魚類 (F) ・ 底生動物 (BA) 調査地点 (3 地点)
- : 鳥類ラインセンサスルート (BL) (2 ルート)

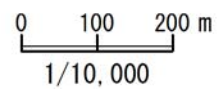


図 5.8-1 動植物調査範囲及び動物調査地点位置図

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 の建設機械の稼働、資材運搬等の工事	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。 保全すべき動物や生息地について環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置を検討する。

5.9 植物

【調査内容】

調査内容	
予測評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生育種及び植物相の特徴 ・植生の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境 ・緑被率または緑視率等を指標とした緑の量

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
植 物	植物相	<p>調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を対象として植物相を特徴付ける主要な生育種の有無を目視観察により調査し記録する。</p> <p>保全すべき種が確認された場合、生育個体数、生育環境等を記録する。</p>	<p>1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲とする。 (前掲図 5.8-1、p.5-8-4 参照)</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。</p>	<p>春季、初夏、夏季、秋季の年4回</p>	<p>下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、川口市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育種及び生育環境等についての聞き取り調査
	植生	<p>主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウンブランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。</p> <p>現地踏査による植生の判読と航空写真判読による植生分布の確認を行う。</p> <p>保全すべき群落が確認された場合、生育環境等を記録する。</p>	<p>1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。コドラートは植生区分ごとに1～2箇所程度設定する。</p>	<p>夏季の1回</p>	
	緑の量	<p>緑被率は植生調査結果及び空中写真判読等により緑被の区分ごとの分布の把握、緑視率は写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。</p>	<p>1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 緑視率の調査地点は対象事業実施区域周辺の路上の代表地点に設定する。</p>	<p>緑の量を適切に把握できる春季から秋季までの間に1回</p>	

【現地調査地点一覧】

区分	調査対象地等	調査項目	選定理由等
植物	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲	植物相 植生 緑の量	植物相、植生及び緑の量に対する影響が想定される範囲とし、動物の生息基盤となることも考慮して、対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めて設定する。

【予測及び評価の手法＜工事中＞】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
	植生及び保全すべき群落	植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度		植生及び保全すべき群落への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による植生及び保全すべき群落の生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき種の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
		植生及び保全すべき群落	植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度		植生及び保全すべき群落への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき群落の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
		緑の量	緑の量の変化の程度		緑の量の変化を的確に把握できる時期	本事業計画と調査結果との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の緑地整備に当たっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、樹種・草種の選定において郷土種を採用する。 保全すべき植物について移植等の環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置の検討を行う。

5.10 生態系

【調査内容】

調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水系、植生等に基づく環境単位の区分 ・環境単位ごとの動物、植物の種の構成
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	<p>着目種の抽出に当たっては、動物及び植物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、次の視点から複数の着目種を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の上位に位置する上位性の視点 ・当該生態系の特徴をよく現す典型性の視点 ・特殊な環境の指標となる特殊性の視点
着目種の生態	<ul style="list-style-type: none"> ・着目種の一般的な生態の把握 ・当該地域における個体又は個体群の生態の把握 ・行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度。
着目種と関係種との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・食物連鎖の関係、その他の関係
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質、水環境等

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査 聞き取り調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系	<p>地域を特徴づける生態系</p> <p>動物及び植物の調査結果等の整理を基本とし、必要に応じてその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。</p>	<p>1. 調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲とする。（前掲図5.8-1、p5-8-4参照）</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。</p>	<p>動物、植物調査に準じる。</p>	<p>下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、川口市他近隣における動植物調査資料 ・対象事業実施区域及びその周辺の動植物の生息・生育種及び生息・生育環境等についての聞き取り調査

【現地調査地点一覧】

区分	調査対象地等	調査項目	選定理由等
生態系	<p>対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めた範囲</p>	<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>対象事業実施区域及び周辺200mの範囲を基本とし、地元の環境活動が盛んな「綾瀬の森（通称）」を含めて設定する。</p>

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 等搬建設 の等の機 工事の車械 の両の稼働 の走行、資 材運成	地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による着目種及び着目種の生息・生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時 施設 の存在	地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と着目種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、川口市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。

5.11 景観

【調査内容】

調査内容	
主要な眺望景観	・眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
景観 眺望景観	<p>主要な眺望点からの写真撮影を行うとともに、構成、構図、印象、対象事業実施区域の見え方等を整理する。</p> <p>主要な眺望地点の種類、位置、利用の状況、利用のための施設や交通手段の状況、眺望特性（眺望の内容・広がり・対象事業実施区域が見えるか否か等）、眺望地点としての重要度等を整理する。</p>	<p>1. 調査地域 景観への影響が及ぶおそれのあると認められる地域とする。</p> <p>2. 調査地点 対象事業実施区域周辺の5地点を調査地点とする。</p>	<p>季節変化を把握するため、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回</p>	<p>地形図、土地利用現況図、史跡文化財の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。</p>

【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	1	環境センター南	眺望景観	対象事業実施区域の南側に位置するバス停付近を選定する。（近景として）
	2	北辰病院駐車場		対象事業実施区域の北東側に位置する病院の駐車場を選定する。（中景として）
	3	出羽公園		対象事業実施区域の北側に位置する公園を選定する。（遠景として）
	4	戸塚南公園		対象事業実施区域の西側に位置する公園を選定する。（遠景として）
	5	長蔵記念公園		対象事業実施区域の南西側に位置する公園を選定する。（遠景として）

注) 現地調査地点の位置は、図 5.11-1 参照。

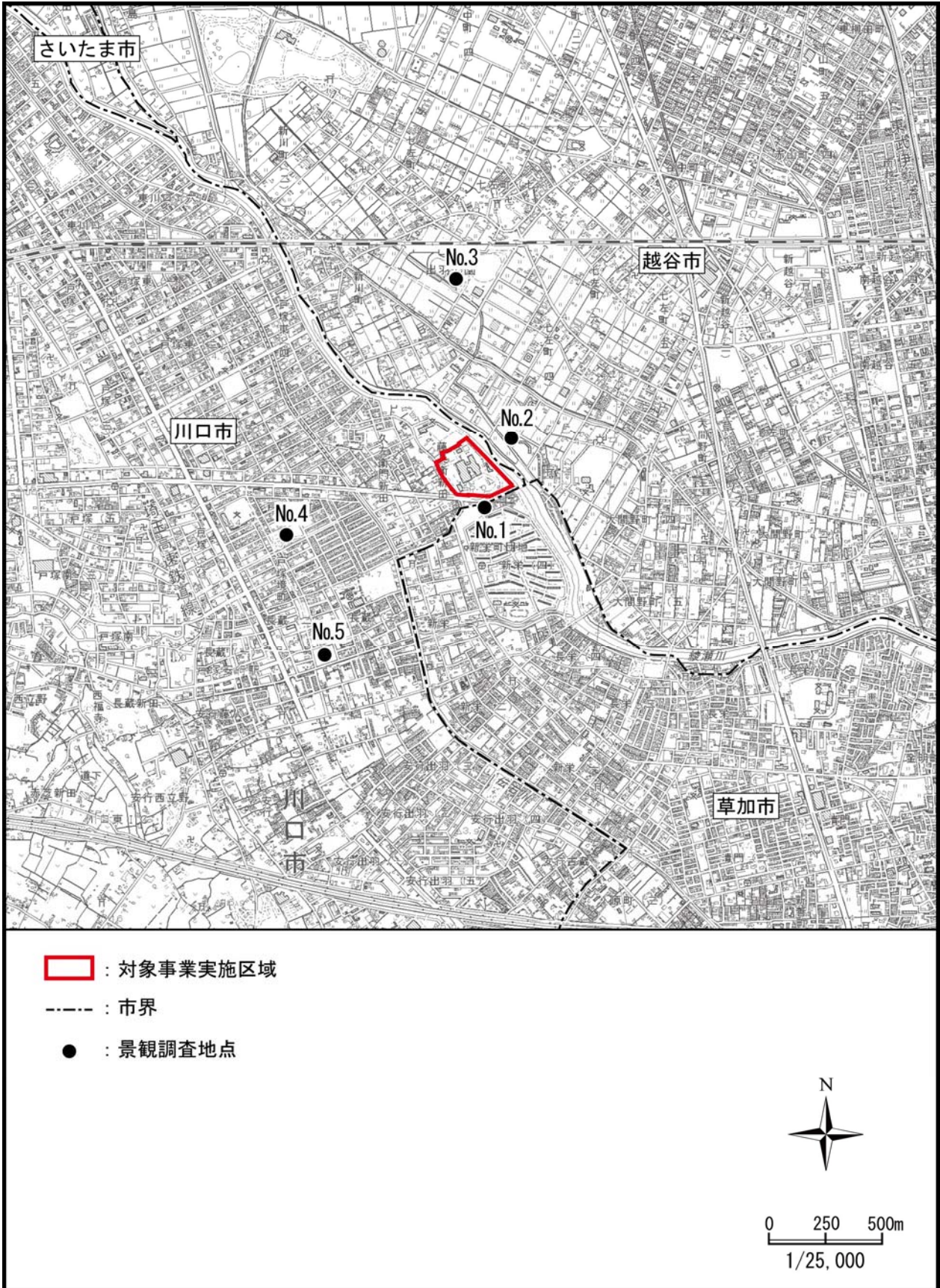


図 5.11-1 景観調査地点位置図

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	眺望景観	眺望景観の変化の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。	施設の完成後	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。
				2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。		

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 景観への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。 ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

5.12 自然とのふれあいの場

【調査内容】

調査内容
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等
自然とのふれあいの場の利用状況
自然とのふれあいの場への交通手段の状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	自然とのふれあいの場の分布及び利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況を調査する。	1. 調査地域 自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期
	自然とのふれあいの場の利用状況	自然とのふれあいの場の活動のタイプ、活動場所、活動に使用する資源、活動時間帯、活動季節、活動頻度、利用者数、利用方法を調査する。	2. 調査地点 対象事業実施区域周辺の4地点を調査地点とする。	
	自然とのふれあいの場への交通手段の状況	自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路、周辺環境条件を調査する。		

【現地調査地点一覧】

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	1	綾瀬の森（通称）	<ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 自然とのふれあいの場の利用状況 自然とのふれあいの場への交通手段の状況 	対象事業実施区域近傍の自然とのふれあいの場であり、地元の環境活動が盛んである。
	2	桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い）		対象事業実施区域近傍の自然とのふれあいの場であり、春に花見が行われている。
	3	戸塚南公園		対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。
	4	戸塚下台公園		対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場である。

注) 現地調査地点の位置は、図 5.12-1 参照。

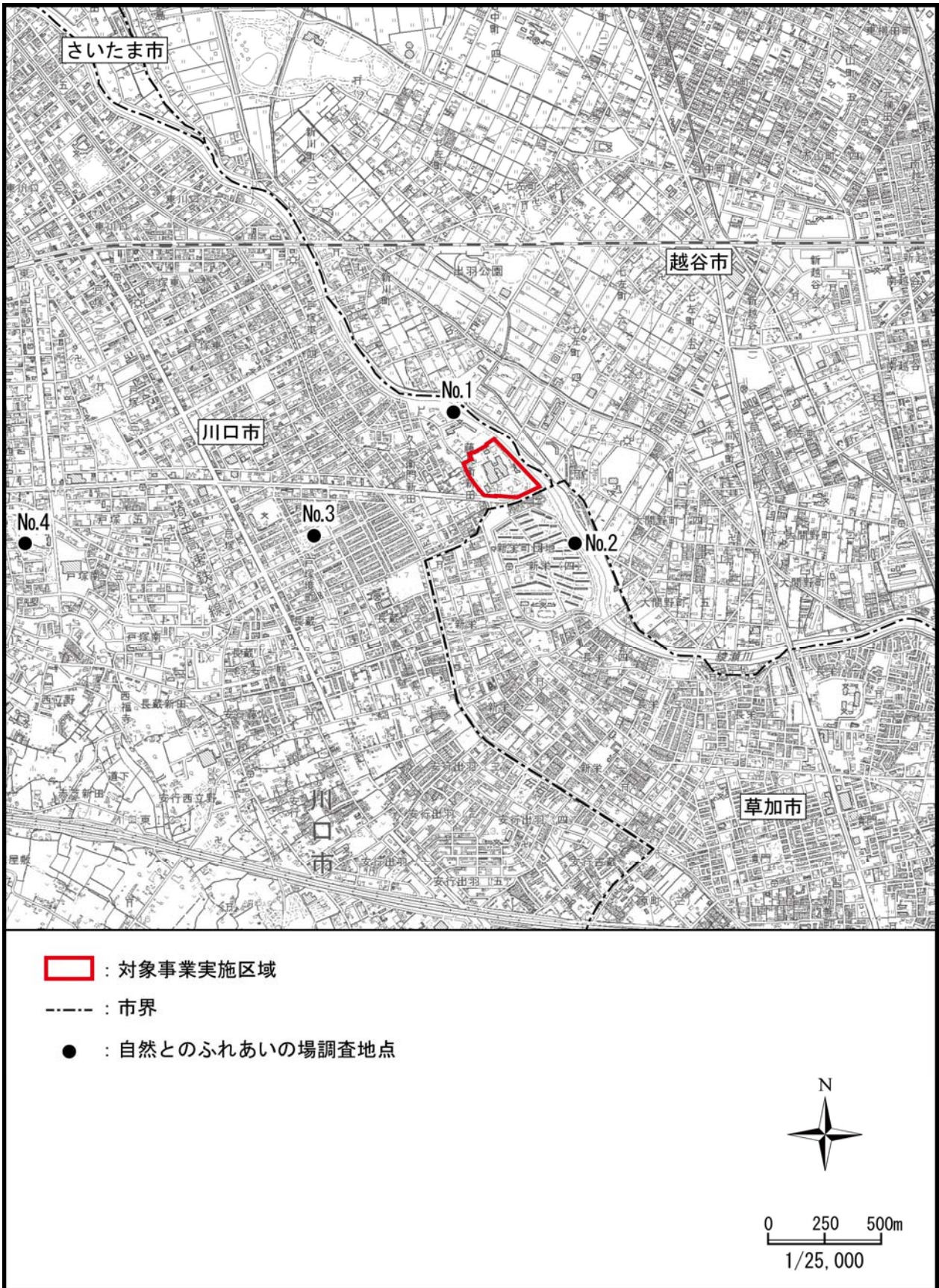


図 5.12-1 自然とのふれあいの場調査地点位置図

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働、 資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期	本事業計画を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
				2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。		

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設 の存在、 施設の稼働	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は 自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による 変更と調査結果との重ね合わせ等により定量的に予測する。また、本施設の稼働計画、収集、運搬計画を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在、施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の稼働に伴い発生するばい煙は、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音・低振動型の機種を採用する。 ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。

5.13 日照阻害

【調査内容】

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
日照阻害	日影の状況	写真撮影	1. 調査地域 冬至日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	冬至日またはその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
	日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況	現地踏査			
	日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況				

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	日照阻害	施設の建て替えによる、冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化	1. 予測地域 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建て替え後の冬至日	施設の建て替え前後における時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく日影規制</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。

5.14 電波障害

【調査内容】

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比（D/U）水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

【調査手法】

調査項目	現地調査			文献調査	
	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
電波障害	電波の発信状況	—	1. 調査地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	— 任意の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHK アイテック編） ・地形図 ・土地利用現況図
	電波の受信状況	電界強度測定車による路上調査 ^{注)}			
	電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況	現地踏査			
	住宅等の分布状況				
	電波受信の方法				

注) 対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等（BS及びCS）とする。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	電波障害	施設の建て替えによる、電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	1. 予測地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建て替え後	遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建造物による受信障害調査要領」（平成 17 年、日本 CATV 技術協会）における受信画面の品質評価基準 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。 ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な対策を実施する。

5.15 廃棄物等

【調査内容及び調査手法】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工 事 中	造成等の 工事	廃棄物	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区 域内とする。	工事期間中	工事計画に 基づき定量的 に予測する。
		残土	残土の発生量及び処理の状況	2. 予測地点 予測地域全域と する。		

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す法律等に基づき、工事に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理され、また、埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）</p>
環境の保全 に関する配 慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。 ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 ・工事に際して、施工範囲に埋設廃棄物が確認されるような場合には、埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	廃棄物	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 新施設については概ね定常状態となる時期とする。	資料整理により、既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 施設の稼働に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理され、また、埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

5.16 温室効果ガス等

【調査内容及び調査手法】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 資材運搬等の稼働、 資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

【予測及び評価の手法＜存在・供用時＞】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働、自動車の走行	温室効果ガス	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）新施設については概ね定常状態となる時期とする。	資料整理により、既存施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 また、事業計画により、新施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
			温室効果ガスの排出量削減の状況			資料整理により、既存施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 また、事業計画により、新施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 ・既存施設における余熱利用施設の建て替えを計画する。新施設として整備する余熱利用施設は、既存施設よりも施設内容を充実させ、規模が大きい施設を整備する。 ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。 ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 ・長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。